

## 第 13 章 方法書に対する意見、見解等



## 第13章 方法書に対する意見、見解等

### 13.1 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

#### 13.1.1 方法書説明会の開催状況

方法書説明会は、表 13.1 に示す日時で計3回開催し、方法書の概要を参加者に説明しました。なお、説明会は関連事業である「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」の準備書説明会と同時開催としました。

表 13.1 方法書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	開場	参加人数
第1回	令和3年7月16日(金) 18:00~19:45	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町190番地)	50名
第2回	令和3年7月17日(土) 18:00~20:00	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町190番地)	29名
第3回	令和3年7月19日(月) 18:00~19:15	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12)	25名
合計			104名

### 13.1.2 方法書説明会における質疑、意見の概要及び事業者の見解

各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 13.2～表 13.4 に示すとおりです。

整理に当たっては、発言順とし、事業区分、項目を設けました。なお、事業区分は、両事業共通する質疑・意見は「共通」、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」に関する質疑・意見は「区画整理」、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」に関する質疑・意見は「公園」、その他事項については「その他」としました。

表 13.2(1) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の見解

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	事業計画	各河川の流域の図（流域の状況）が描いてありますが、この流域に対して疑問があります。相沢川の流域が、地形から考えて不当に狭いのではないかと思います。上瀬谷地区の草原の水がどこに流れているか詳しく知りませんが、大門川流域のエリアが、相沢川のすぐ近くまで、はみ出している意味がわかりません。	現状、対象事業実施区域内は、大門川、相沢川、堀谷戸川、和泉川、矢指川の5つの流域がまたがっています。図中の流域の大きさは現況を示したものです。
	区画整理	その他の水環境（河川の形態、流量）	相沢川の流量について、大変心配しています。現在、相沢川の両側は、谷戸やきれいな畑が広がっています。雨が降った時は、そこで水を受け止めていると思います。相沢川流域は、観光用地、あるいは物流用地として、コンクリートで覆うと思います。そうしたら、雨水は全部、相沢川に流れ込みます。それはとても不安です。 相沢川は暗渠化、調整池は地下と書いてあります。川の流量が増えたとしても、私たちにはわかりません。下流に住んでいる私たちのところに、水が大量にきた時点でわかるということですか。 川の治水に関してしっかりと考えていただきたいと思います。	基本的に、計画地内に降った雨は、一度全て調整池に入る計画です。調整池に入った水は、最終的に相沢川に流れますが、調整池の出口で流れる量を規制し、下流には影響がないよう考えています。 また、降った雨が全部流れるわけではなく、歩道等は透水性舗装を、道路には植栽柵を造ることで地下へ雨水を浸透させる計画です。 なお、工事中、工事後、どんな影響があったか、事後調査を計画しています。 相沢川は暗渠化しますが、下流には影響しないまちづくりを進めていきたいと考えています。
	区画整理	その他の水環境（河川の形態、流量）	調整池や河川の流量は、毎回調べるのですか。	毎回調査するというものではありません。工事中、事後調査、共に、時期を決めて実施します。

表 13.2(2) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
B	区画整理	土壌汚染	<p>国有地部分について、防衛省の調査で、鉛等、国の基準を超える特定有害物質が 56 か所検出されたということですが、このままにしておけば将来に禍根を残します。汚染土壌を 2m の範囲で全量場外排出するのが、当然だと思いますし、ぜひその立場で実施していただきたいです。</p> <p>汚染土壌を排出する主体は、本来は防衛省ではないかと思いますが、防衛省は、人体に影響がなければコンクリート等で覆う対策もあり得る、と言っています。それでは本当に困ります。横浜市には、全量場外へ排出するという立場で、防衛省にあたっていただきたいです。</p>	<p>土壌汚染対策については、国に対応を求めています。ただし、スケジュール上、区画整理事業着手時に土壌汚染がある場合については、横浜市が対応する可能性もあります。横浜市が実施する場合も汚染土壌の撤去費用は、国に負担を求めていくというスタンスは変わりません。</p> <p>「全量場外排出」については、土壌汚染対策法に基づき、将来土地利用に影響のない対策を、検討していきます。</p>
	区画整理	事業計画	<p>跡地の半分以上が、観光・賑わいゾーン、テーマパークだということですが、新聞等では、「相鉄ホールディングスがテーマパーク開発構想を断念し、三菱地所が新たに対応することになった」と報道されています。1,500万人の来場を想定する、ディズニーランド級のテーマパーク構想に変わりはないのでしょうか。改めて、見直すべきではないかと考えます。</p>	<p>地権者で構成する、まちづくり協議会で、企業提案会を行ったのですが、その中で複数の企業がテーマパークを提案しています。まちづくり協議会として、テーマパークを行っていくという考え方に変更はありません。市としても、土地利用計画でも位置付けましたが、テーマパークを核としたまちづくりを進めていくという考えに、現時点で変更はありません。</p>

表 13.2(3) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	区画整理	土壌汚染	<p>土壌汚染の専門家から、お話を聞く機会がありました。「今の日本の土壌汚染対策法は、1970年代の公害が次々と起きた時代に、緩い基準に改悪されている。今なら、上に何も建っていないので、簡単に除去対策はできる。一旦、コンクリートで埋めてしまえば、永遠に汚染物質は残ってしまう」ということでした。</p> <p>「環境保全措置」の「造成工事の内容を踏まえた適切な措置」では、直接表土を剥がさないところは、コンクリートで覆うこととなります。この周辺には和泉川の源流があるのではないかと認識していましたので、川への流出や、様々な形で人体への影響が、大変心配されます。適切な措置は、あくまでも土壌汚染対策法に基づき、用途によっては埋めてしまう、ということではなく、将来の為に掘削除去していただきたいと重ねてお願いします。</p>	<p>今の段階では、まだ国に汚染土壌の処理をお願いしている立場なので、市で実施する時には「掘削除去をお願いしたい」というご意見として承らせていただきます。</p>
	区画整理	事業計画	<p>上瀬谷基地は、長い間、地元住民への迷惑設備としてあり、電波障害等様々な障害を受けてきました。跡地は、横浜市民、旭区民、瀬谷区民の財産でもあります。</p> <p>瀬谷は病院が足りなく、ワクチン接種をしてもらえるような病院がとても少ないです。</p> <p>今後、地域で一体何が望まれるのか、地元住民の要望を聞いていただいて、アフターコロナ、ウィズコロナも展望した計画をお願いしたいと思います。</p>	<p>上瀬谷のまちづくりの計画は、地権者で構成する、まちづくり協議会と協議をしてきました。そして、市民の皆様からもご意見を伺いながら、昨年の3月に土地利用基本計画を策定しました。現時点では、「観光・賑わい」、「農業振興」、「公園・防災（公益的施設用地）」、「物流」、この4つの地区で変更はございません。</p> <p>ただ、ご指摘のように時代も変わってきたということもございます。今後も社会情勢等を踏まえながら、まちづくりの検討をしっかりと進めていきたいと考えています。</p>

表 13.2(4) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	その他	新交通	<p>以前の説明会で紛糾した、都市交通の新しい整備、鉄道を造る話が、今回ありませんでした。スケジュールでは、着工が来年度になっていますが、前回あれだけ皆が反対したのに、まだ残っているのですか。今回、全然触れなかったことが、とても気になります。</p>	<p>前回の説明会は、土地区画整理事業の方法書と新交通の方法書、同時に説明を行いました。今回は、土地区画整理事業と公園整備事業の環境影響評価手続きの説明になっています。土地区画整理事業は、今回、計画がまとまったということで、準備書の手続きに入っているところです。</p> <p>新交通については、計画がまとまった段階で、準備書の手続きに入っていく、改めて説明会を行う予定です。（区画整理事業者より説明）</p>
E	区画整理	事業計画	<p>海軍道路（環状4号線）の拡幅ですが、4車線になるのは、計画地だけで、その下（南側）の瀬谷駅に至る部分を4車線化する話ではないのでしょうか。</p>	<p>4車線化、拡幅する区間は、計画地の中だけです。</p>
	区画整理	施工計画	<p>工事中、主にトラックは、一日最大何台くらい出入りして、メイン道路はどこになるか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>工事用車両の台数は、ピークの時には1日で片道約900台走ると想定して計算しています。</p> <p>メインの道路は、海軍道路から北側に抜けて、八王子街道の目黒交番前交差点のところを東側、西側、北側へ分かれて走っていくと想定しています。</p>
F	区画整理	騒音	<p>騒音問題については、これから全体的に音が大きくなると思うのですが。</p>	<p>お住いの場所からは、調査地点 No.5 が近いと思います。現地調査が、平日で67の騒音レベル、将来の予測結果は67.2と、若干、今より数値が上がると予測しています。</p>
	その他	不法投棄	<p>前から何回も言っていますが、不法投棄が多くて、夜中も不法駐車、バイク、トラック、車を置いていくというトラブルがずっと起きています。</p> <p>何回か偉い方が見学に来て、調査もしていると思いますが、現在も変わっておりません。</p>	<p>不法投棄については、関係する部署や国にも伝え、協力しながら対応していきたいと思っています。</p>

表 13.2(5) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	その他	(現地)その他	瀬谷中から現場まで歩いた人はいるか。	皆、一度は歩いたことがあると思います。
	その他	国際園芸博	国際園芸博覧会が開催された場合、一日に現場に訪れる人が、最高で何名か、平均で何名か、最低で何名か、推測されている数字を教えてください。	今回は、土地区画整理事業、将来のまちづくりに関係する環境影響評価なので、国際園芸博覧会については、来場者数の予測自体行っておりません。(区画整理事業者より説明)
	その他	新交通	都市高速鉄道が工事の中に入っていますが、報道によると、相鉄は手を引いたという話がありますがいかがですか。	今回は、土地区画整理事業と公園整備事業の説明です。都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業は、今回説明する環境影響評価とは別事業です。資料3ページの記載(今後のスケジュール)は、関連事業ということで都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業を載せています。(区画整理事業者より説明)
	区画整理	人と自然との 触れ合いの活動の場	配布資料8ページ、9ページの「適正な規模の施設」、「事業者の実行可能な範囲」、「汚染土壌の適切な措置」という表現について、「適切な」という言葉が、あちこちに出てきますが、数値で表現できないのですか。	例えば、「水の汚れ」の「適正な規模の仮設調整池」については、資料2ページの表(調整池の容量及び集水区域面積)に記載しています。これだけの調整池を設けることによって、適切に「低減が図れると評価している」と記載しています。全てではありませんが、数字で表せるところは、数字で表しています。
	区画整理	その他(表現)	配布資料12ページの「工事車両の運行」の「環境保全措置」の説明の中で、「安全運行の啓蒙」と書いてありますが、この「啓蒙」という2文字は差別用語で、中央官庁では、今は使っていません。横浜市は使っているのですか。	「啓蒙」の言い方が適切か調査し、適切でない場合は、今後の手続きの中で修正します。
H	区画整理	人と自然との 触れ合いの活動の場	配布資料12ページの「人と自然との触れ合いの活動の場」で「鎌倉古道」という表現をされていますが、平仮名の「かまくらみち」という場所を指していると思います。「鎌倉古道」ではなく「かまくらみち」に変えて欲しいと思います。	「鎌倉古道 北コース」「鎌倉古道 南コース」という名称で登録されているコースです。実際の「かまくらみち」とは、意味合いが異なります。

表 13.2(6) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
I	公園	事業計画	<p>国際園芸博覧会後の公園に、今からインパクトのある名前を考えておいたほうが良いと思います。東京の立川に「昭和の森公園」（昭和記念公園）というのがあり、県外からもたくさん人が集まっています。そこで、「平成の森」という名前を取って置いたらどうでしょうか。</p>	<p>公園の名称については、これから皆様ともご相談をさせていただきながら、また、どういったものが相応しいかも、市の内部で検討させていただいて、今後検討していく予定です。インパクトのある名前、ということで、ご意見を頂戴しましたので、今後の参考にさせていただきます。</p>
	区画整理	温室効果ガス	<p>今日の説明はほとんどが工事中の環境対策ですが、今、一番問題になっているのは、地球温暖化にどう立ち向かうかということです。この計画も、地球温暖化に対してどうプラスするのか、工事中はさることながら、工事後、これだけ緑地が増えて、このように寄与するのだという話を聞きたいと思います。</p>	<p>今回、区画整理事業においては、建設機械の稼働や工事車両の走行によって、どれだけCO<sub>2</sub>が発生するか予測を行っており（資料12ページ）、CO<sub>2</sub>を極力減らす方向で考えています。また、「グリーンインフラ」（資料3ページ）を上瀬谷のまちづくりとして打ち出しています。例えば、緑をたくさん残していく、透水性・保水性舗装を活用し、減災・防災に資する取組を行っていく、といった計画を検討しているところです。</p>
A (再質問)	区画整理	事業計画	<p>土地利用面積について、「国有地、市有地をあわせて54%」と報道で見ました。この土地利用計画を見ると、道路、調整池、交通施設用地、公益的施設用地をあわせて、およそ33%です。物流地区をあわせても43%程度で、54%とはかなり数字が違うと思います。割合で考えれば、もう少し緑の地域や公園用地を増やせるのではないのでしょうか。国有地、市有地は、私たち国民全体が地権者ですので、きちんと割合通りで計画を立てていただきたいと思います。この計画における、各計画地区で国有地や市有地の割合を教えてください。</p>	<p>国有地、市有地等の割合については、約242haという基地の面積のうち、国有地が110ha、市有地が約22ha、民有地が110haで、質問の通りと思います。ただ、この事業は、区画整理事業ということで土地を皆さんに提供していただきながら進めていくという事業です。実際に国有地や市有地をどこに配置していくかということについては、決まっていない状況ですが、基本的に国有地、市有地は、ご質問にあった通り、公園、交通施設用地等に優先的に充てていく予定です。最終的に国有地がどこにいくかということは今後、換地設計などを進めていく中で、配置が決まっていくこととなります。</p>

表 13.3(1) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	事業計画	<p>2月の公聴会（書面）で意見書を提出し、5つの質問をしましたが、包括的な一括した回答になっており不満足です。担当者と話したら、この次に環境評価という場もありますから、そのときに質問してくださいと言われました。改めて5つの質問をしますので個別にお答え願いたいと思います。</p> <p>地権者の生活再建が土地区画整理事業の課題の第一に掲げられている理由を教えてください。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の地権者の方々は、戦後70年間にわたり土地利用が制限されてきました。例えば農地であれば、ビニールハウスが設置できない、高さの制限が加わるなどです。このような制限されてきた地権者の方々の思いを踏まえ、旧上瀬谷通信施設のインフラ整備をしっかりと行い、地権者の皆様の意向、例えば農地をやっていききたい、土地活用をやっていききたいなどの意向に沿った整備を実施していくことが第一だと考えております。</p>
	区画整理	事業計画	<p>横浜市は地権者の生活再建のためにこれまで具体的に何を実行してきたのか。また、今後、何を実行しようとしているのか、教えてください。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設では戦後70年間、インフラ整備も何もできず、道路の整備や水道も引けないという状況でしたので、まずはインフラ整備をしっかりと行っていくということで、今回、区画整理を実施します。生活再建をしていくために、まずは区画整理を実施し、その中で地権者の意向を踏まえたまちづくりを行っていかようと考えています。</p>
	区画整理	事業計画	<p>そもそも、横浜市はどのような生活再建が必要だと考えているのでしょうか。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の45%の土地については、地権者の方がいますので、地権者の皆様と意見交換をしっかりと行い、皆様の意向を踏まえながら、まちづくりを検討していかようと考えているところです。例えば農地を継続したい方については農業振興、土地活用を行っていききたい方については土地活用という形で旧上瀬谷通信施設のまちづくりを考え、生活再建を守っていかようと考えています。</p>
	区画整理	事業計画	<p>早期の生活再建が必要と言いますが、どのような状況になったら再建ができたかと判断するのでしょうか。その達成理由と根拠を示していただきたいです。</p>	<p>戦後70年間、土地利用がかなり制限されてきた経緯があることから、まず地権者の皆様の意向がどれだけ反映できるか、反映したことによって、旧上瀬谷通信施設の土地利用が将来どうなるかが分かった段階でお示しできるのではないかと考えております。地権者の実施したいことが実現できたら良いと考えています。</p>

表 13.3(2) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	事業計画	<p>テーマパークの誘致と建設が地権者の生活再建となると考えているのでしょうか。その場合の生活再建と言える根拠は何かを示していただきたいです。</p>	<p>観光・賑わい地区は、テーマパークを中心とした土地利用を計画しており、地権者の皆様が話し合い、検討を深度化してきました。本市としまして、旧上瀬谷通信施設は郊外部の新たな活性化拠点を目指していくという方針ですので、地権者の皆様の考えと合致していることから、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定し、観光・賑わい地区を位置づけたところです。今後も、この土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の実現に向けて、インフラ整備を進めながらまちづくりを進めていくことが必要だと考えています。基盤整備を実施することによって地権者だけでなく、市民の方々の発展や、上瀬谷のまちづくりが円滑に進むと考えています。</p>
B	区画整理	土壌汚染	<p>本日の説明で、防衛省が明らかにした56か所もある汚染土壌を、市では「法律に基づいて処理します」とおっしゃっていましたが、専門家の皆様や県の意見書でも市民の納得のいく形で安心・安全をきちんと保証するという説明が必要だと言われていたと思います。その意味で、今日の説明だけでは十分な説明になっていないと思います。様々な計画を進めていく上で、全ての土壌汚染を完全除去することを大前提にすべきだと思います。そうしないと安心・安全な計画は進んでいかないのではないのでしょうか。</p> <p>土壌汚染問題は防衛省とも国とも関係し、将来的には民間の事業者も巻き込んだ計画を進めようとしているように感じられるのですが、本来ならば国と、跡地計画を推進する横浜市の両者できちんと協議をして、最初に土壌汚染の処理問題について、スケジュールや誰が汚染土壌の処理を実施するのかを市民に分かりやすく説明し、責任持って安心・安全を保証してくれる状況をつくるべきだと思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>国に関係する土壌汚染については、国に撤去を求めていくスタンスは変わっていません。ただ、スケジュールの関係で、土地区画整理事業で来年度以降、工事に着手する予定をしておりますので、工事着手段階で土壌汚染物質が残っており、撤去等の必要がある場合には土壌汚染対策法に基づいて、市が撤去や封じ込めを実施することも考えられます。</p> <p>区画整理事業で処理したとしても汚染土壌の処理費用は、国に関係するものについては、国に負担を求めていくというスタンスは変わりありません。</p> <p>また、処理方法については、将来の土地利用に基づき検討します。具体的には、農業振興、観光・賑わい、公園などの土地利用を検討していますので、これらの将来の土地利用を考慮し、土壌汚染対策法に基づき適切な対応を検討していきます。</p>

表 13.3(3) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	区画整理	土壌汚染	<p>予測評価では問題ないという話でしたが、データは公開されていますか。今の話の中では根拠になるデータが示されていないので、私達には予測評価の妥当性を理解できません。測定の仕方や予測結果の出し方など根拠となるデータはどこに行けば縦覧できますか。</p>	<p>本日お配りしたチラシに加え、環境影響評価準備書という冊子を公表しています。根拠となる数値は、準備書の本編及び資料編に載せて公開しています。準備書の内容はインターネットで全て見るすることができます。</p>
	区画整理	土壌汚染	<p>防衛省が30区間で土壌汚染を調査し、56か所で汚染が見つっていますが、問題は深度ではなく幅です。ボーリング調査を実施し、区画ごとに深度方向のデータを出していると思います。特に鉛の場合は、おそらく上のほうに溜まっているというのは専門家なら誰でも考えることですが、横にも広がっているという結果ですので、3分の1くらいの土壌を除去しなければいけないと思います。</p> <p>一般的に、鉛は溶出試験で出てくるのが非常に少ない項目ですが、農業ゾーンの溶出試験では、かなり高濃度な鉛が見つかっており、この場所はおそらく相当、様々な形で汚染されていると考えられます。周辺を全て面にわたって調査しなければ、次の汚染土壌の処理や工事に着手できないはずですが、追加調査を実施することが説明の中にないので、防衛省の出したボーリング調査に基づいて処理するだけになっていると思います。面的に調査・除去しなければ汚染土壌を全部撤去できなくなると思います。</p> <p>土壌汚染対策法で、昔は掘削、最近では覆土で処理するとなっていますが、建物を建てると全部掘り返し、杭を打つこととなりますので、覆土したとしても汚染土壌を全て除去しない限りは拡散してしまうと思います。汚染土壌の処理方法について、どのような形が考えられているのか、先ほどの説明では抽象的で分からなかったのので、教えていただきたいです。</p>	<p>区画整理事業では切土・盛土工事を実施しますので、汚染土壌の処理については、計画を策定した段階で関係する部署としっかり協議していきます。協議した上で、どのような対策を実施していくのか、これからまとめていくところです。現段階では、土壌汚染対策法に基づいて処理していくということしか言えませんが、横浜市の環境創造局の関係する部署と協議をした上で、法律に基づき、掘削除去するか、封じ込めをするのか、将来の土地利用を踏まえて、これから調整していくところです。</p>

表 13.3(4) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	区画整理	事業計画	<p>配布頂いた冊子「土地区画整理事業環境影響評価準備書の概要及び縦覧のお知らせ」の2ページ目に「大門川と相沢川につきましては切り回しを行って改修する」とありますが、暗渠化され、調整池を造るということかと思えます。大門川は、暗渠化のかなり下流のほうに調整池5と調整池6を造り、相沢川については、切り回しが大きく曲がって調整池1を造る計画ですが、治水の関係から考えると、暗渠化するところで水があふれたりしないかと不安を感じます。調整池の位置がこの場所で問題ないと判断をされた根拠などがあれば教えていただきたいです。</p>	<p>上瀬谷の開発を行う場合、必要な調整池の容量については、関係部署と協議をしながら決めていく形になりますが、降った雨が流れ出し下流に影響しないような調整池を検討しており、2ページに示したとおり、容量を設定しているところです。</p> <p>暗渠化については、下水道計画に基づいて実施していく予定ですが、基本的には計画地に降った雨は、全て一度、調整池を経由します。なお、河川の排出については下流に影響しないよう調整池を経由した上で、流量を絞って排出する計画です。</p>

表 13.3(5) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	区画整理	事業計画	<p>2020年3月に土地利用基本計画を作成し、旧上瀬谷通信施設の土地利用として花博やテーマパークを想定しているかと思えます。花博については、今、国際園芸家協会（AIPH）から承認を得ていて、保証金15万ユーロ、日本円で2,000万円、ライセンス料60万ユーロ、日本円で7,900万円を払わなければならない状況で、来年度の6月に国際博覧会事務局（BIE）に正式に申請をするような手順になっているかと思えます。現在、花博の保証金等は約1億円ですが、ハンドワークするのにも運営費が360億円、会場建設費が320億円で、予算的には土地区画整理事業が153億円、都市公園整備事業が250億円、道路整備に80億円、新交通に700億円で合計1,183億円ぐらいが見込まれています。新聞報道では、8月22日に行われる横浜市長選の候補者が、上瀬谷は花博やテーマパークではなく、医療や保健、高齢者福祉などの拠点を考えたいとおっしゃっています。また、花博は一時的ですが、テーマパークは、超高齢化の時代に高齢者が来ないと流行らないのではないかと、ドリームランドの再来にならないかと危惧しています。そう考えると、今、環境影響評価の準備書を公表し、土地利用計画に基づいて土地区画整理を来年度から実施する予定となっていますが、市長選の結果によっては方針転換で上瀬谷の土地利用ががらっと変わってしまう可能性が十分考えられます。それを踏まえて、今、横浜市でスケジュールや土地利用の方針について考えていることがあればお教えいただきたいです。</p>	<p>園芸博は、6月22日に閣議了解をして、国の方で「国際園芸博覧会の開催に向けた準備を進めます」と記者発表し、BIEの申請等の準備を進めているところで、今後も国の方で手続きを進めていく予定です。</p> <p>上瀬谷まちづくりについては、区画整理事業は基本的に今の段階では計画どおり進めていくことで考えており、2027年の園芸博に向けて、しっかりまちづくりに取り組んでいく予定です。</p>

表 13.3(6) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	公園	説明会 (配布資料)	<p>区画整理事業では資料が説明と同じでしたが、公園事業の方は区画整理事業と内容が被っているからなのか、説明されているものと配布資料の内容がかけ離れている感じがしました。なぜ資料が整っていないかったのか、お聞きしたいです。</p>	<p>公園整備事業は方法書を提出した段階、区画整理事業は準備書を提出した段階です。方法書は、どのような方法で環境評価を実施していくかという内容を記載しているものです。そのため、区画整理事業と比べて記載の内容が違ってくるものです。</p> <p>また、お配りしたチラシは本日の説明資料の抜粋となっており、本編全てについてはホームページ等で公表しています。</p>
	区画整理	土壌汚染	<p>防衛省の土壌汚染調査では民有地においても 20 か所の汚染土壌箇所が公表されていますが、その処理については、この説明会で何の説明もされていません。民有地なので、公表すると土地の地権者の風評被害にも関わるからということですが、区画整理事業は 242ha 全体を一体のものとして、国有地と民有地をゾーニングし、様々な人が利用することになります。その際、民有地の中の汚染土壌の部分を曖昧にすることは、問題ではないのでしょうか。なぜ、そこに触れないのかお聞きしたいです。</p>	<p>民有地の土壌汚染については、本日の説明や配布した資料にはありませんが、環境影響評価準備書に記載しています。土壌汚染の場所の特定は記載していませんが、土壌汚染が 20 区画出ていることや、対策を行った場合に予想される影響などについては全て記載していますので、準備書を見ていただければと思います。</p> <p>民有地についても、汚染土壌の処理は土壌汚染対策法に基づき、除去もしくは封じ込めという形で対応していきたいと考えています。</p>
	区画整理	事業計画	<p>民有地は全体面積の 45%、市有地が 10%で、残り 45%は国有地ですから、当然、市民の要求を土地利用計画に網羅して当たり前だと思いますが、そのことが全く触れられないのは問題だと思います。</p>	<p>国有地については、区画整理を実施し、公共用地を中心に配置していくことを考えています。具体的には今後検討を進めて、どこに国有地が配置されるか決めていきます。</p>

表 13.3(7) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
F	共通	事業計画	<p>みどりの賑わい・レクリエーションエリア、みどりの発信エリア、みどりの実践エリアと様々なエリアが計画されていますが、この計画は全て人の都合で建物やゾーンを造りますというように書かれているような気がします。生き物にも生存権があるのに、この計画は人の都合、人の勝手に作られていて、生き物の側に立った意見が全く見えてきません。これほど広大な面積、市民の森が繋がると広大な緑があるので、目玉として大自然公園やサンクチュアリー、自然保護区というものを考えられているのか、今日ご説明があった計画に含まれているのか、あるいはこれから提言して下さるのか教えていただきたいです。</p> <p>文章には、「緑の創造」など美辞麗句が書かれていますが、本当の意味での自然保護をどう考えるか、今後、提言して下さるのか説明してください。</p>	<p>今回、上瀬谷 242ha の開発を行っていく上で、現在の自然環境は非常に重要だと思っています。現在の上瀬谷の自然環境については、事業を実施するにあたり、全てのエリアで様々な調査を実施し、その中で、貴重な生き物や希少な動物・植物などが見つかりました。その調査結果を踏まえて、事業影響の予測評価を行いました。開発をするにあたって、どうしてもなくなってしまいう自然環境はありますので、それに代わる代償措置をどこでどのように実施していくか検討しているところです。代償措置を実施することによって、今後も、この上瀬谷に合った、動物・植物が生息可能な環境を少しでも残していこうと考えています。</p> <p>具体的な内容については、赤丸で示した2か所（相沢川、和泉川周辺）でどのような代償措置が実施できるかを今後しっかり検討していきたいと考えています。また、この2か所だけでなく、道路沿道の緑の整備や市民の森との連携もありますので、今後、皆様の御意見を踏まえながら、具体的に検討していきます。(区画整理事業者より説明)</p>

表 13.3(8) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	共通	事業計画	<p>旧上瀬谷通信施設の中で生き物観察や相沢川水系で冬みず田んぼをしています。旧上瀬谷通信施設は非常にすばらしい自然環境を持った場所ですので、ぜひそれを生かしていく形で使っていただきたいと思います。特に生態系をつくっていく際に水は決定的に大事です。畑と水田では生態系の豊かさが全く違います。今まで旧上瀬谷通信施設の生態系がすばらしかったのは水によるものが非常に多いと思います。今回示された事業計画は、地上に開かれた形の貯水池が余りにも少ないのではないのでしょうか。可能であれば、相沢川をもっとグリーンインフラとして活用していただけないのでしょうか。</p> <p>田んぼは単にお米を作る機能だけでなく、様々な生物の生息環境や環境教育のフィールドにもなっています。現在、田んぼのある場所は賑わいゾーンの中に含まれていますが、相沢川の上流域は何とか残せないのでしょうか。そのまま残せば、瀬谷の自然の博物館のようになると思います。</p> <p>また、旧上瀬谷通信施設は海拔 70m ほどで、ここで醸成される地下水の流れは瀬谷区全体に広がっていると思います。20 年ほど前の災害用井戸計画で契約してくださっている家庭が 200 近くありますが、その災害用井戸に旧上瀬谷通信施設から水が行っているはずですが、今、気候変動が地球全体を覆っており、上水道が途絶えてしまうことは考えられないことではありません。そういう意味でも区民の安全のために、もっと水環境を考えていただきたいです。</p> <p>表面水についても、和泉川の水位を 10 年ほど毎日測っていますが、非常に不安定になっています。和泉川に水を供給しているのは 100% 近く瀬谷市民の森からの湧水ですので、森や湧水、地上に空いている貯水池を大事にしたいです。</p>	<p>お配りした資料の 10 ページに示している観光・賑わい地区については、相沢川の環境を残すことは難しいと考えています。そのため、赤丸で囲った「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」という箇所にも少しでも水辺空間を残せないか、公園と一緒に検討していきたいと考えています。（区画整理事業者より説明）</p>

表 13.3(9) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
H	区画整理	生態系	<p>「外来種の拡大抑制」という記載がありますが、そこには植物や生態系があると思います。先ほど人が造った自然、人の手が入った自然というような発言がありましたが、現状は米軍がいなくなってから人の手がほとんど入っていない状態で、単なる荒地になっています。「動物」のところに印がついていませんが、元々いなかったアライグマやハクビシンなどの害獣被害が非常にひどくなっています。作物を作っている方や近隣に住まわれている方は、屋根裏に入り込んでしまったなどの被害が出てきていますが、その辺は調査対象にはならないのでしょうか。里山にしても、人の手が入っているから環境が維持できる、そうでなければ原生林か荒地になってしまうので、害獣被害や人による環境の維持管理についても検討していただければと思います。</p>	<p>外来種については、現地調査の調査対象として把握しております。</p>
C (再質問)	区画整理	土壌汚染	<p>9ページの「9. 土壌汚染」のところで「汚染土壌（ほぐし）」という文章があるのですが、この「ほぐし」というのは一体、何を意味しているのでしょうか。</p>	<p>地面に埋まっているときは地山と言いますが、地山は掘ったときに膨れるので、それをほぐしたときの量がいくつかという形で記載しています。例えば、1 m<sup>3</sup>の場合、掘ったら1.3 m<sup>3</sup>になるなど、かさが増えることを「ほぐし」という形で表現しています。</p>
	区画整理	施工計画	<p>2ページの造成工事のところで、盛土・切土を行わない箇所についても整地を行って、全改変という話ですが、具体的なところがよく分からなかったなので、説明していただきたいです。赤い部分と黄色い部分に「盛土」と「切土」と書いていますが、何を意味しているのでしょうか。</p>	<p>切土・盛土については、旧上瀬谷通信施設の原地盤や将来道路等を考慮し、黄色い部分が削る箇所、赤い部分が盛る箇所を示しています。</p>
	区画整理	その他（準備書の貸出）	<p>準備書が公表されていますが、時間をかけなければ全ての内容を見ることができないので、図書館で全て閲覧するのは難しいです。できれば1冊頂けませんか。そうすれば、全部見て意見を出せます。 各委員など様々なところで配っているのに、なぜ必要な人に配らないのですか。 どこで貸出できるのですか。</p>	<p>準備書はホームページで公開しています。図書館等でも閲覧することができます。 また、横浜市環境影響評価課に問合せいただければ、閲覧・貸出可能という形になっています。</p>

表 13.3(10) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
	共通	説明会	<p>今回の説明会の感想を述べさせていただきました。最初の区画整理事業の説明は、「お示ししている環境保全措置が図られていることから低減されていると思います」が何回も繰り返されており、気持ちが伝わらなかったです。公園事業の説明の方が、「環境評価のためのサンプリングはここでやります」など、調査はこれから実施しますが、どのような方法で調査するかイメージできました。公園事業の表現の方が意味が通じやすいのではないかと感じましたので、説明の仕方を考えた方が良いのではないかと思います。</p>	<p>説明の方法については、今後検討させていただきます。（区画整理事業より説明）</p>
A (再質問)	共通	事業計画	<p>賑わいゾーンが中央に据えられ、公園が南側の配置に変わっています。近隣住民としては、災害があった際の避難場所が広域避難場所に設定されていることが大事なのですが、それが東の隅の方に置かれたのは非常に不愉快に感じます。今回示された計画では、公園部分が南に狭い帯のような形で配置されており、東西に伸びたことについては少なくとも評価していますが、現在、広域避難場所として定められているスペースと比較すると、はるかに狭いです。</p> <p>賑わいゾーンでテーマパークをするから、それ以外使わないという着想ではなく、災害時には複合的な意味から、賑わいゾーンを住民や地域の方々が避難する場所として確保し、避難場所としての設備を用意するということが必要だと思います。</p> <p>先ほどの自然を残すことに関する質問でも観光・賑わい地区は相沢川の環境を残すことは難しいというようにテーマパークありきのような回答をされていました。そのようなテーマパークありきの考え方を見直す必要があるのではないかと思います。その意味で、特に現状、災害時の広域避難場所になっているスペースは守っていただきたいです。仮にテーマパークができたとしても複合的な形で、平常時はテーマパーク、災害時は広域避難場所として機能するという考え方に切り換えていただきたいと思います。</p>	<p>広域避難場所の考え方については、今後調整していく段階なので、ご意見として承らせていただき、将来、土地所有者と可能な範囲で検討していくことになります。（区画整理事業より説明）</p>

表 13.3(11) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	新交通	事業計画	<p>新交通システムの環境評価について、地域住民としてすごく気になっていますが、一体、いつ行われるのかを教えてください。</p>	<p>新交通システムの環境影響評価については、現在、方法書の手続きが終わっている段階です。今回は土地区画整理事業として準備書の準備が整ったので、説明会を開催しているところです。新交通の具体的な説明時期については決まっていますが、詳細設計を進め、具体的な内容が決まった段階で、改めて準備書という形で説明させていただければと思います。 (区画整理事業者より説明)</p>
I	区画整理	手続全般	<p>1,100 ページにも及ぶ方法書を作られています、その前提となるのが都市計画事業の計画内容だと思います。そのうち、テーマパークが未定で、上瀬谷ラインの計画についても未定です。その状態で方法書はできていますが、この2つが未定のまま準備書に進むことはあるのでしょうか。</p>	<p>今回、説明しているのは土地区画整理事業で、道路整備や宅地造成をするまでが本事業の内容で、そこまでの環境影響評価となっています。 テーマパークについては、規模により環境影響評価の対象になった場合、環境影響評価が今後、実施される予定です。 上瀬谷ラインについては、具体的に計画がまとまった段階で準備書の手続きに入っていくこととなります。</p>

表 13.4(1) 方法書に関する説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	その他	事業費	鉛等で汚染された土壌が、56 か所あることがわかっています。汚染された土壌は除去が基本と考えるがどうなっていますか。	現在、国が土地を保有していることから、国に撤去を求めているところです。ただ、土地区画整理事業は来年度以降の工事着手を予定しており、スケジュール上、土壌汚染物質が残っている場合は、掘削除去だけではなく、封じ込め等も含めて、土壌汚染対策法に基づいて適切に対応することを考えています。もし市が撤去する場合も、撤去費の負担は国に求めていく考えです。
	区画整理	事業計画	横浜市長選で市長が代わる場合、計画も変わる可能性はありますか。	地権者がおり、その中でまちづくりを進めています。また 2027 年の国際園芸博覧会は、国で閣議了解されています。現時点では、国際園芸博覧会に向けて、基盤整備、まちづくりを進めていく考え方に変更はありません。
B	区画整理	予測及び評価	<p>「予測及び評価の結果の概要」で、「影響があると予測される。」または「影響は小さいと予測される。」という文言に対して、「事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。」という文言が繰り返されていますが、目標値がなければ、何を評価し、何に対して OK か NG かという判定が下せないと思います。事業者に目標値を明示しないと、事業者がただ「出来るところだけやりました。」と言え、結局なにもしなければいけないという話になります。</p> <p>資料 6 ページ「大気質」のような項目は、定量的に出せるけれど、数値、グラフ、表がない項目については全部、数字が具体的にはないところで判断をするという理解でよろしいですか。</p> <p>事後調査についても、調査をしてなにを判定し、どのようなフィードバックをかけようとしているのか、なにも書かれていません。ただ調査しました、事業者にお任せしましたとしか受け取れないような文面が繰り返されているのがすごく気になったので、そこについて具体的な答えを求めたいと思います。</p>	<p>本日の資料には細かく書けていない部分がありまして、大変申し訳ございません。準備書には細かく書いてあるのですが、なかなか準備書を見るのは大変かと思しますので、概略を説明させていただきます。</p> <p>環境基準値がある項目は、その数字を目標にしています。例えば、資料 6 ページ「大気質」の「建設機械の稼働」で、二酸化窒素の予測値は 0.048 です。環境基準は 0.04～0.06 の範囲内又はそれ以下、横浜市環境目標値は 0.04 という数字で、これを目指します。環境基準値に入っていれば、評価上は問題ないと考えられますが、現況の数字がある中でプラスされていきますので、プラスの分の対策を含め、環境保全措置として、「新しい排出ガス対策型の建設機械の使用」、「工事工程の平準化」等を行うことにより、少しでも環境影響を低減しようという取組を記載しています。</p> <p>環境基準値がない項目は、定性的に判断しています。環境保全措置を取り組むことによって、環境影響が少なくなるという予測のもと、低減が図られることから、影響が少ないと記載しています。</p> <p>水質、地下水、動植物関係等、予測が難しい項目や不確実な項目は、事後調査を設けています。また、これから審査会を通して、有識者の方からも色々意見伺い、明らかになってくる部分はあると思います。</p>

表 13.4(2) 方法書に関する説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	区画整理	土壌汚染	国に汚染土壌の除去を求めていくということですが、国から応答はないのですか。	国と調整しているところですが、まだ、どちらがやるかは決まっていません。どちらがやるにしても、法律に基づいてしっかりやっっていこうというスタンスです。
	区画整理	土壌汚染	近くに住んでいるので、時々見に行くのですが、上瀬谷の谷戸のほうは、埋め立てが始まっています。埋め立ててしまうと、汚染された土壌は取れないのではないのでしょうか。	区画整理事業は、まだ環境影響評価の準備書の段階で、都市計画決定もしていないので、事業を開始していません。埋め立てについては把握できていない部分がありますが、民間の地権者の方々は自由に土地が使える状況なので、恐らく、民間の地権者の方が実施していると考えられます。 事業実施時には改めて、国のデータや今、地権者が埋め立てているデータを含め、様々なデータを重ね合わせて、関係部署と対策を協議したうえで、土壌汚染対策法に基づいてしっかり行っていきます。
	区画整理	事業計画	以前、観光・賑わい地区について、国際園芸博覧会後の利用で、テーマパークの話が出ていました。相鉄が撤退して、白紙状態なのか、三菱地所の名前も出ていますが、具体的な計画があるのでしょうか。	観光・賑わい地区については、地権者が45%います。地権者が構成する、まちづくり協議会で、自らの土地をどう利用していくのかということを含め、民間企業の力を借りながら検討を進めているところです。
C	区画整理	土壌汚染	資料9ページ「掘削除去を行う場合に場外搬出される土量」に「全量場外排出するものと想定した」時の数量が載っています。「法律の範囲内」でやるということですが、その法律の中身が問題になると思います。当然、掘削除去し全部なくなった方が良くも皆思うと思います。残せば、将来残ったままになるし、再開発する時にまた問題が出てきてしまいます。掘削除去が大前提とっております。掘削除去を全てするというのは「実行可能な範囲内」と理解して良いのでしょうか。	旧上瀬谷通信基地の土壌汚染対策については、国で実施するか市で実施するか、土壌汚染対策法に基づいて、どのような方法で処理するのかも、まだ決まっていません。これから検討を深めていく中で、どういう対策をするのか、決めていくこととなります。今回、環境影響評価準備書では、もし掘削除去した場合には、運搬や処分等で環境に与える影響が大きいと想定したことから、掘削除去した場合をまとめたところです。将来土地利用に問題がないように、土壌汚染対策法に基づき適切な方法でしっかり行っていきます。

### 13.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」に対し、4通の意見書(延べ意見数 18 件)が提出されました。意見書の内容と意見数は、表 13.5 に示す通りです。

意見書の内容と事業者の見解は、表 13.6 に示すとおりです。なお、整理にあたっては、項目別としています。

表 13.5 意見書の内容と意見数

意見項目		意見数	
「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」 に対し提出された意見書	事業計画	2 件	18 件 (4 通)
	地域の概況及び地域特性	2 件	
	環境影響評価	2 件	
	その他	12 件	

表 13.6(1) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>方法書を下記のキーワードの視点で推敲した。</p> <p>①デミングサイクル ②現状打破（ブレークスルー） ③バーナード組織の3要素 （組織目的・協働意欲・情報共有） ④首都圏最大規模の巨大空間 ⑤横浜西の玄関口</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>先人から学ぶ「水五訓」黒田官兵衛の教えを活かしたい。</p> <p>一、自ら活動して他を動かしむるは水なり 二、常に己の進路を求めて止まざるは水なり 三、障害にあい激しくその勢力を百倍し得るは水なり 四、自ら潔うして他の汚れを洗い清濁併せ容るるは水なり 五、洋々として大洋を充たし発しては蒸気となり雲となり雨となり雪と変じ霰（あられ）と化し凝（ぎょう）しては玲瓏（れいろう）たる鏡となりたえるも其（その）性を失はざるは水なり</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
地域の概況及び地域特性	<p>方法書「第3章地域の概況及び地域特性 3.2.2 水環境の状況」（p3-16）の水環境の測定項目に硝酸性窒素を加えてほしい。</p>	<p>方法書 p.3-24 「第3章 3.2.2(2) ②地下水の水質」に地下水の水質測定結果として調査結果を記載しています。</p>
	<p>わらべ保育園は名簿に入っているか。</p>	<p>方法書 p.3-129 「第3章 3.3.5 表 3.3-16 (1) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）」に「S02 わらべ細谷戸保育園」として記載しています。</p>
環境影響評価	<p>大気質は、不慮の排出等の可能性があるため、工事中、常時監視できる機器を2か所くらいに設置してほしい。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、「建設機械の稼働に伴う大気質」及び「工事用車両の走行に伴う大気質」の予測を行い、必要に応じて、環境保全のための措置についても検討します。</p>

表 13.6(2) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
環境影響評価	<p>景観の調査・予測の範囲に「緑の10大拠点(川井・矢指・上瀬谷地区)」、「生物多様性保全上重要な里地・里山(三保・新治、川井・矢指・上瀬谷)」、東山ふれあい樹林、宮沢ふれあい樹林、宮沢・蟹沢特別緑地保全地区、和泉川流域の5つの水辺(宮沢地区)、全通院勢至堂(下瀬谷)を追加すること。</p>	<p>景観の調査・予測地点は、横浜市環境影響評価技術指針等を参考に、「主要な景観資源」及び「主要な眺望点」について、市区が発行している既存資料やホームページの情報の収集・整理結果を基に選定することとなり、「主要な景観資源」は、対象事業実施区域周辺において、景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるものを選定し、「主要な眺望点」は、不特定かつ多数のものが利用し、景観資源を眺望する場所を選定することとなっています。</p> <p>また、上記の「景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるもの」については、「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(方法書p3-93参照)において、「緑の10大拠点」として位置づけられており、「樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観を優先的に保全・活用する」とされているため、対象事業実施区域周辺の樹林地や農地、湧水や水辺を対象としています。</p> <p>「主要な景観資源」及び「主要な眺望点」は、上記の考え方に基づき、方法書p3-97(表3.2-31)の脚注に示す、横浜市などが公表している資料を収集整理し、「主要な景観資源」は対象事業実施区域周辺の樹林地や農地、湧水や水辺を対象に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域など15地点、「主要な眺望点」は景観資源を眺望する場所として、不特定かつ多数の方々にご利用されている瀬谷市民の森など10地点を選定しています。</p> <p>ご意見頂きました地点のうち、「緑の10大拠点(川井・矢指・上瀬谷地区)」、「生物多様性保全上重要な里地・里山(三保・新治、川井・矢指・上瀬谷)」は、これらの景観の構成要素となる「No.1 瀬谷市民の森」、「No.2 追分市民の森」、「No.3 矢指市民の森」、「No.4 上川井市民の森」、「No.9 三保市民の森」、「No.11 旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」、「No.12 川井・矢指風致地区の緑地」を調査地点として選定しています。</p> <p>また、「東山ふれあい樹林」は、No.5として選定しており、「宮沢ふれあい樹林」、「宮沢・蟹沢特別緑地保全地区」、「和泉川流域の5つの水辺(宮沢地区)」は、「No.19 東山・関ヶ原の水辺」として選定しています。</p> <p>なお、景観の調査・予測地点は、対象事業実施区域からの視認性を考慮し、対象事業実施区域より3km以内を調査範囲として設定しており、全通院勢至堂は、対象事業実施区域より3km以上離れているため、調査対象外としています。</p>

表 13.6(3) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
その他	<p>本事業の対象事業実施区域は、大門川、相沢川、堀谷戸川、和泉川の水源となっており、これらの河川への還流を考え、遊水地に還元する装置を設置してほしい。</p>	<p>本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-3、p5-6 参照)</p>
	<p>防衛省の土壤汚染調査では、56 か所で基準値超過が確認され詳細調査をしたと示されているが、どの区画の汚染度が高いか読み取れないため、市が行おうとしている対策が適切か判断できない。ドイツのように調査結果のデータ(範囲と深度)は全て記載してほしい。</p>	<p>防衛省の土壤汚染調査結果は、「令和2年9月横浜市 令和2年度 第9回横浜市環境影響評価審査会資料」を参考として記載しています。(方法書資料編参照)</p> <p>本事業の実施にあたっては、土地区画整理事業において適切な土壤汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施します。</p> <p>本事業では工事において土壤汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-4 参照)</p> <p>また、本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において土壤汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-7 参照)</p>
	<p>公園の整備事業の場合、土壤汚染調査は10m×10mでは不十分である。いくつかの地点で5m×5m、深度1mで再度調査すべきである。</p>	<p>防衛省による土壤汚染調査は、土壤汚染対策法に基づき、地歴調査による土壤汚染の恐れ区分(方法書資料編 p 資料-1 参照)に応じて、適切に調査がなされています。</p>
	<p>民有地と言えど、米軍で使用した土地であるため、公共の土地とみなせる。民有地の土壤汚染調査結果を公開してほしい。</p>	<p>民有地の土壤汚染調査結果については、個人の資産に関する情報のため、方法書に記載はしていません。</p>
	<p>「汚染土壌(ほぐし)」という記載があるが、汚染土壌はほぐす必要はない。汚染土壌の処理は掘削排出が基本である。ほぐすことにより薄めて基準値以下にし、排出量を減らすことを示しているように感じられるが、公害等の総量規制に違反する。</p>	<p>方法書に汚染土壌(ほぐし)という記載はしていません。</p> <p>本事業の実施にあたっては、土地区画整理事業において適切な土壤汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施します。</p> <p>本事業では工事において土壤汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-4 参照)</p> <p>また、本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において土壤汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-7 参照)</p>
	<p>将来想定される課題への対応として、今必要としているのは医療施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬谷町に AED を増設してほしい。</li> <li>・ウイルスに対応した救急車、消防車、救急駐車場、訓練場所を増やしてほしい。</li> <li>・新ウイルス病院を整備してほしい。</li> </ul>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。</p>

表 13.6(4) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
その他	防犯カメラを設置してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	高齢者が多く、後期高齢者の危険運転や若者・中年のマナー違反が目立つ。少しでも事故を減らすために、細谷戸 5812 番細谷戸第 3 バス停側交差点に信号機を設置してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	県営細谷戸ハイツ内の道路の制限速度はもとも 30 km/h だったが、瀬谷団地連絡道路開通のため、40 km/h になってしまった。30km/h に戻してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	対象事業実施区域と県営細谷戸ハイツの間を通る道路の標識やミラーが見えないため、沿道の樹木を剪定してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	対象事業実施区域と県営細谷戸ハイツの間を通る道路に排水溝が整備されておらず、雨や台風の際に水が溢れて危険である。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	相沢七丁目 11 の信号機交差点から相沢七丁目 34 の進入入口道路（一方通行）は、以前から裏道として利用されている。スクールゾーンで子供や高齢者、親子連れも通行するが、運転者のマナーが悪く、猛スピードで通行する車が多いため、人身交通事故が絶えない。横断歩道を設置し、この道を通る車には他の道路に迂回してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。

### 13.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の方法書に対する、横浜市環境影響評価条例第 21 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの方法市長意見書の送付を、令和 3 年 12 月 24 日に受け取りました。

方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 13.7 に示すとおりです。

また、方法市長意見の内容及び事業者の見解は、表 13.8 に示すとおりです。

表 13.7 方法市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 4 年 1 月 14 日から令和 4 年 2 月 14 日 (30 日間)
縦覧対象区	瀬谷区、旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 13.8(1) 方法市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解	
1 事業計画	(1)	<p>予測の前提条件となる施設の位置や規模、公園利用者の園内動線を明確にし、より詳細に準備書に記載してください。</p>	<p>各地区の施設、園路、駐車場等の位置や規模、公園利用者の園内動線を準備書に記載しました(第 2 章 p. 2-9~2-23)。</p>
	(2)	<p>対象事業実施区域には、土地区画整理事業によって消失する環境の代償措置として、生物の生息環境が創出されます。それらを含む対象事業実施区域内の生態系保全と本事業で設置する施設とが両立するとともに、生態系の質を高めるような施設配置計画や配慮を検討し、準備書に記載してください。</p>	<p>土地区画整理事業により保全対象種の生息環境が創出されるとともに、和泉川源頭部には、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池(調整池 4)が整備されることから、本事業においても、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出に努め、併せて既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備を行います。</p> <p>このほか、運動施設やアウトドア体験施設等は西地区及び北地区に配置し、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います(第 2 章 p. 2-8~2-20)。</p>
	(3)	<p>対象事業実施区域内の生態系保全エリアと災害時の活用エリアをあらかじめ区別するなど、災害時の機能を十分に維持しつつ、生態系の保全も図られるよう配慮を検討し、準備書に記載してください。</p>	<p>災害時は西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場(草地広場)等を活用するものとし、土地区画整理事業で整備・創出する動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池(調整池 4)及び保全対象種の生息環境が災害時に活動拠点として活用するエリアと重ならないよう配慮します(第 2 章 p. 2-9~2-20)。</p>

注 1 : 事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

表 13.8(2) 方法市長意見の内容及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解
1 事業計画	(4)	対象事業実施区域の東側に設置される計画である地上式調整池（調整池4）について、周辺にホトケドジョウが確認されていることから、それら保全対象とすべき生物に配慮した位置、構造等を検討し、具体的に準備書に記載してください。	対象事業実施区域の東側に設置される計画である地上式調整池（調整池4）は、保全対象とすべき生物が確認された場所を含まない位置に配置することにより、保全対象種に配慮しました（第2章 p.2-17）。調整池の具体的な構造等は準備書に記載しました（第2章 p.2-20）。なお、堤体を含めた調整池及び保全対象種の生息環境である小水路は、土地区画整理事業で整備される計画です。
	(5)	対象事業実施区域の東側に保全する樹林地については、動物への影響を少なくするため、動物にとって重要な林縁部を生かして、人との距離が確保されるよう適切な維持管理も含めて、検討してください。	対象事業実施区域の東側の樹林地については、動物への影響を少なくするため、動物にとって重要な林縁部の現況を保全し、適切な管理により維持するとともに、園路については人との距離が適切に確保されるよう計画します。なお、市民の森と一体に利用できるよう、樹林地内の一部に散策路を予定しますが、保全する樹林地内に配置する園路については、利用者が林内に入ることがないようにロープ柵等を設置します（第2章 p.2-17）。
2 環境影響評価項目	(1) 工事中及び供用時	ア 水循環 対象事業実施区域内の和泉川源流域に加え、その周辺の伏流水を含む湧水の流量等も把握し、本事業による和泉川への影響についても適切に調査、予測、評価を行ってください。	対象事業実施区域内の和泉川流域及びその周辺の伏流水を含む湧水の流量等の調査を実施しました（第6章 p.6.5-4～6.5-13）。事業実施に伴う涵養源や支流の形態及び流量への影響について調査、予測、評価することで、和泉川下流への影響についても把握し、準備書に記載しました（第6章 p.6.5-14～6.5-24）。
	(2) 工事中	ア 温室効果ガス 工事期間が約20年と長期に及ぶことから、環境影響評価項目として選定してください。	環境影響評価項目として工事中の「温室効果ガス」を選定しました（第5章 p.5-1～5-3、第6章 p.6.1-15～6.1-18）。
		イ 地域社会 一次整備工事時は、土地区画整理事業実施区域内の仮設道路を使用する計画であることから、本事業の対象事業実施区域の出入口だけでなく、土地区画整理事業実施区域における出入口も準備書で示してください。	一次整備工事時の本事業の対象事業実施区域の出入口及び土地区画整理事業における出入口のおおむねの位置を準備書に記載しました（第2章 p.2-26、2-29～2-30、第6章 p.6.11-9）。

注1：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

表 13.8(3) 方法市長意見の内容及び事業者の見解

	項目	意見の内容	事業者の見解
2 環境影響評価項目	(3) 供用時 ア 温室効果ガス	施設は定常的に使用されるものであり、その規模も不明確であることから、環境影響評価項目として選定してください。	環境影響評価項目として供用時の「温室効果ガス」を選定しました（第5章 p.5-1～5-2、5-6、第6章 p.6.1-18～6.1-22）。
	イ 生物多様性	対象事業実施区域内の微地形や集水域も踏まえた環境の詳細を把握し、新たに対象事業実施区域の東側に設置される調整池（調整池4）が地上式に変更になったことを踏まえ、予測、評価を行ってください。	対象事業実施区域内の微地形や集水域も踏まえた環境の詳細を把握しました（第6章 p.6.2-32～6.2-103、6.3-20～6.3-29）。また、新たに対象事業実施区域の東側に設置される調整池（調整池4）が地上式に変更になったことを踏まえた予測、評価を行い、準備書に記載しました（第6章 p.6.2-110～6.2-124、6.3-34～6.3-41、6.4-19～6.4-36）。
	ウ 地域社会	(ア)「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」と「みどりの発信エリア」の間に道路が計画されていることから、このエリア間の公園利用者の往来方法について、準備書に記載してください。	「中央地区（方法書では「みどりの賑わい・レクリエーションエリア）」と「東地区（方法書では「みどりの発信エリア）」」の間の公園利用者の往来は、横断歩道を想定しているため、横断歩道の位置を準備書に記載しました（第2章 p.2-22）。
		(イ)対象事業実施区域の東側周辺において、来園車両等の走行に伴う交通混雑の影響を適切に予測するため、走行ルート沿道の主要交差点に予測地点を設定してください。	来園車両等の走行ルート及び周辺道路整備計画を踏まえ、対象事業実施区域の南東側を走る瀬谷地内線に新しく2箇所の交差点が設置される計画のため、予測地点として新たに地点8、地点9を選定しました（第6章 p.6.11-9、6.11-47～6.11-62）。
エ 景観	「みどりの実践エリア」及び「みどりの発信エリア」に設置する施設の存在により囲繞景観の変化があることから、対象事業実施区域内からの景観についても調査、予測、評価を行ってください。	囲繞景観の調査地点は、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえた上で、周辺住民等が立入り可能な地点から、現況と将来の変化を的確に把握できる地点を調査、予測、評価を行いました（第6章 p.6.12-3～6.12-10、6.12-19～6.12-22、6.12-25～6.12-31、6.12-46～6.12-56）。	

注1：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

### 13.4 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

対象事業実施区域の拡張を踏まえて令和4年7月19日に提出した事業内容等修正届出書に対して環境影響評価審査会から附帯意見がありました。

附帯意見の内容及び事業者の見解は、表 13.9 に示すとおりです。

表 13.9 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

項目	附帯意見の内容	事業者の見解	
修正届出書附帯意見	(1)	<p>拡張する北地区については、これから公民連携の手続を行っていくことから、今後提出する図書には、具体的な想定施設を記載すること。</p> <p>なお図書を作成する時点で新たな環境影響のおそれがある場合は、その要因を踏まえ、環境影響評価項目を追加で選定するなど適切に対応すること。</p>	<p>拡張する北地区は、公民連携の手法を導入する計画としています。現時点では、他都市の事例などから、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食・物販施設などが可能性あるものとして、これらを想定して環境影響評価の手続を進めています(第2章 p. 2-8~2-11)。また、公民連携の手続の一貫で行っているサウンディングでは、実施要領において、これまでの環境影響評価手続きを踏まえるものと明記していることから、現時点では、方法書で選定した環境影響評価項目を追加する必要はないと考えています。</p>
	(2)	<p>北地区における景観の変化も把握するため、北地区の北側に調査地点を追加し、駐車場など景観の変容が大きい場所を含め、北地区とその周辺の景観への影響を適切に予測、評価すること。</p>	<p>圍繞景観の調査地点は、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえた上で、周辺住民等が立入り可能な地点から、現況と将来の変化を的確に把握できる地点を設定しました。北地区においても、駐車場等の景観の変容の大きい場所を含め、北地区とその周辺の景観への影響を適切に把握できる地点を北地区の北側に追加し、景観の調査、予測、評価を行いました(第6章 p. 6.12-3~6.12-10、6.12-19~6.12-22、6.12-25~6.12-31、6.12-46~6.12-56)。</p>

注1：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。